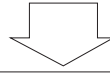


# 当別町議会議員政治倫理条例の概要

## 目的

### 第1条

- ・議員活動を行う際に遵守すべき行動基準についてルールとマナーを定める
- ・議員自らが説明責任を果たす
- ・町民が議員に対し、説明を求める機会を保障する



これらを行うことにより、議会及び議員が町民から更なる信頼を得る基盤をつくり、結果、町政の発展につながることを目的としている

## 責務

### 第2条

#### 議員

- ・政治倫理基準を遵守し、町民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、議員としての自覚を持ち、良心と責任をもって行動する
- ・議員は、自ら研鑽を積み、資質を高め、品位と名誉の保持に努める
- ・公正な職務執行を妨げる不当な要求に屈しない

#### 議会

- ・議会は、議員の責務を保障するため、必要かつ適切な措置を行う

## 政治倫理基準

### 第3条

- ①議決された事項について説明責任を果たし、事実と反する情報の提供等、品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為及び議員活動の禁止
- ②政治資金規正法の規定による寄付について、政治的または道義的な批判を受けるおそれのある寄附は受けない（後援団体も含む）
- ③権限または地位を利用して、次の行為について公正な職務の執行の妨げ、働きかけの禁止
  - ・公共工事の請負等の斡旋
  - ・公共施設の入居に関する推薦
  - ・職員等の採用、異動、昇任、その他人事への関与
  - ・許認可、補助金その他の給付の決定への関与
- ④地位による影響力を不当に行使させる町民その他からの働きかけに応じない
- ⑤地位を利用した金品の授受の禁止
- ⑥飲食物の供与等の禁止
- ⑦議員の地位を利用して圧力をかける行為の禁止

規定違反の疑惑を持たれた場合は、真摯な態度で疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない

## 政治倫理審査会

